

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

(4月14日時点)

☎市コールセンター(年末年始は除く午前9時～午後6時 ☎0120・210・750)
地域保健課(出口町 ☎6339・7075)

新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間が、令和6年3月31日(日)まで延長されました。引き続き自己負担なしで接種できます。

最新情報は、市ホームページや市公式SNSなどでお知らせしますので、確認してください。



市ホームページ



市公式LINE



市公式Twitter

令和5年春開始接種(追加接種)

- 対象者** 初回接種(1・2回目)を完了し、前回接種日から3か月以上経過した人で下記のいずれかに該当する人
- (1)65歳以上の人
 - (2)5歳以上で基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人
※5～11歳の子はオミクロン株対応2価ワクチン(小児用)を5月7日(日)までに接種していること。
 - (3)医療機関や高齢者施設、障がい者施設などの従事者

実施期間 5月8日(月)～8月 ※予約には接種券(接種券一体型予診票)が必要です

使用ワクチン オミクロン株対応2価ワクチン

接種券(接種券一体型予診票)

対象者(1) 前回接種から3か月経過した人に下記のスケジュールで発送します。(申請不要)

対象者	発送予定日
昭和23年4月30日までに生まれた人	4月24日(月)
昭和33年4月30日までに生まれた人	5月1日(月)

※3～5回目が未接種で接種券(接種券一体型予診票)を持っている人へは送付しません。持っている接種券をそのまま使用してください。

対象者(2)(3) 電子申込システムか郵送で申請してください。

郵送の場合は出張所、市民センターで配布する所定の用紙を新型コロナウイルスワクチン接種事業担当(〒564・0072出口町19・2 総合福祉会館1階)へ送付してください。用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

※対象者(2)(3)の人は必ず申請が必要です。令和5年春開始接種では、すでに送付済みの接種券(接種券一体型予診票)は使用できません。

オミクロン株対応2価ワクチンを1度も接種していない、かつ春開始接種の対象ではない12歳以上の人は、5月8日(月)以降、秋開始接種(9月以降)まで接種できません。

接種券の申請



(2)(3)の12歳以上の人はこちら



(2)の5～11歳の小児はこちら

小児(5～11歳)の追加接種

対象者 初回接種(1・2回目)を完了し、前回接種日から3か月以上経過した5～11歳の人
※接種間隔が3か月に短縮されました。

実施期間 8月まで ※予約には接種券が必要です

使用ワクチン オミクロン株対応2価ワクチン(小児用)

接種券 前回接種から3か月経過した人に3回目または4回目の接種券を順次発送します。(申請不要)

※3回目が未接種で接種券を持っている人へは送付しません。持っている接種券をそのまま使用してください。

初回接種(生後6か月以上)

初回接種を受けていない人は従来型ワクチンの接種を検討してください。